



ていり 市議会だより

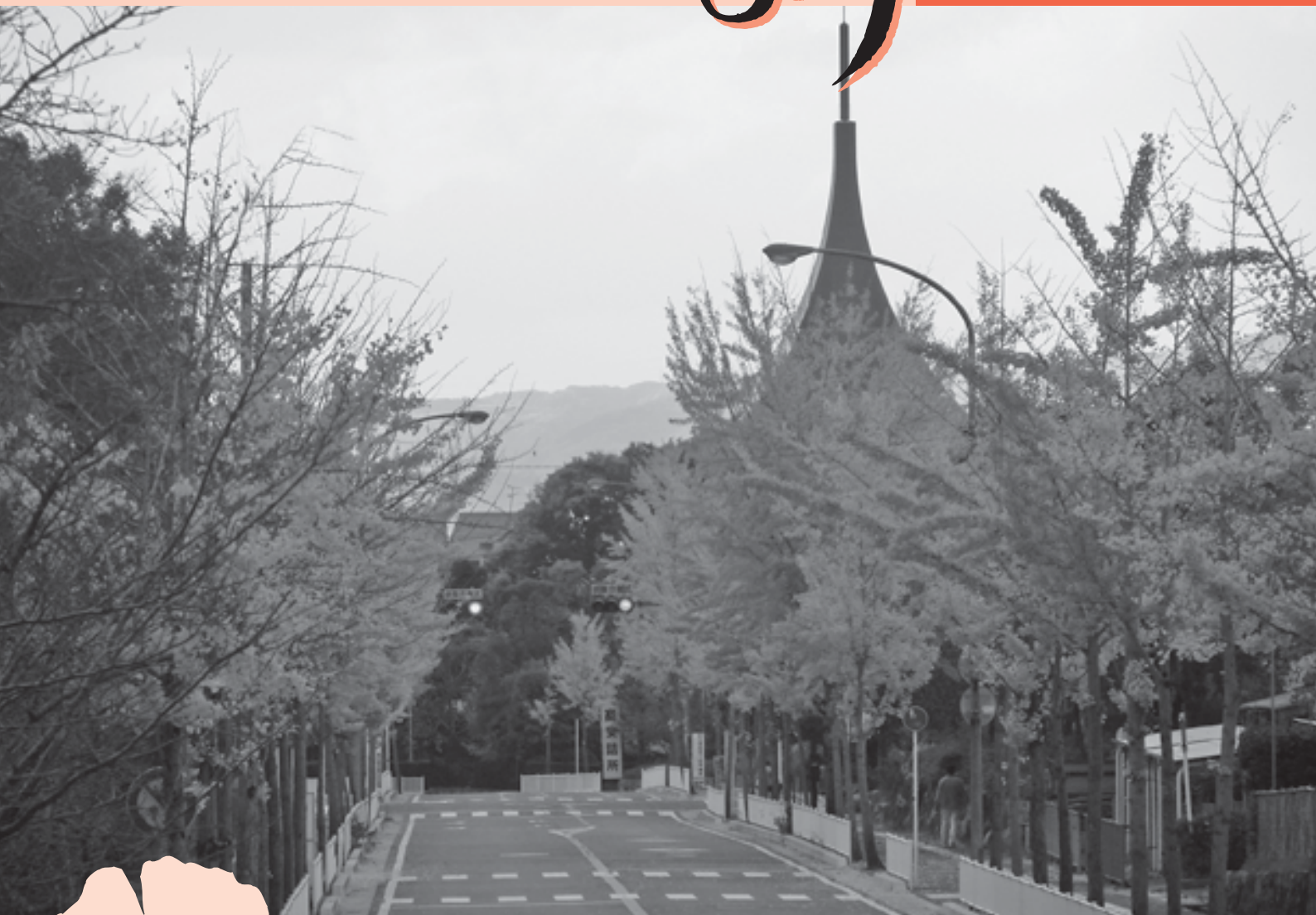


■発行：天理市議会
■編集：議会広報編集委員会
<http://www.tenri-gikai.jp/>

〒632-8555
天理市川原城町605
TEL.0743-63-1001
FAX.0743-63-4502

No. 62

2012年 11月15日



秋の行楽シーズンを迎え、街路のいちよう並木も見事に黄色く色づいてきました。

「いちよう」は、昭和49年4月1日に本市の木と制定されています。

秋の風情を味わいに、黄葉のトンネルを訪れてはいかがでしょうか。

CONTENTS

9月定例会の概要	2
常任委員会の概要	2~3
決算特別委員会の概要	4
一般質問	5~11
議案等の議決結果	12
意見書	13
決議書の内容	14~15
とびくすほか	16

9月定例会

平成24年度一般会計補正予算など可決！ 平成23年度決算を認定！

第3回定例会は、9月10日に開会し、平成24年度一般会計補正予算をはじめ、条例の一部改正及び平成23年度決算認定案など多数の重要案件を審議し、すべて原案どおり可決・認定し、27日に閉会しました。

10日の本会議では、会期を28日までの19日間と決めた後、議事に先立ち、奈良県市議会議長会において、10年以上市議会議員の職にあるものとして、山本治夫議員、廣井洋司議員が表彰され、表彰状及び記念品の伝達がありました。



続いて、議事日程に入り報告3件、承認案1件が上程され、それぞれ原案どおり了承、承認しました。また、平成24年度一般会計補正予算ほか8議案及び平成23年度一般会計決算認定案ほか8認定案について、市長ほか、会計管理者、上下水道事業管理者から提案説明があり、1日目を散会しました。

再開された12日の本会議では、上程された議案のうち、9議案を各常任委員会に付託して審査するともに、9認定案については、決算特別委員会を設置して審査することとし、2日目を散会しました。13日から19日の間、各常

任委員会及び決算特別委員会が開催され、それぞれ付託議案を審査し、いずれも原案どおり可決・認定しました。

再開された24、25日の本会議では、8議員（菅野議員、荻原議員、堀田議員、寺井議員、前島議員、市本議員、佐々岡議員、大橋議員）から一般質問（5〜11P要旨掲載）がありました。再開された27日の本会議では、公平委員会の委員の選任の同意案1件が上程され、原案どおり同意しました。

その後、各常任委員会及び決算特別委員会に付託された議案・認定案について、各委員長より報告があり、

いずれも原案どおり可決・認定しました。

続いて、意見書3件（13P内容掲載）が上程され、提案者の説明後、それぞれ原案どおり可決しました。

その後、「天理市立病院改革特別委員会の設置に関する決議」（14P内容掲載）を採決の結果、全会一致で可決しました。最後に、「天理市長に対する問責決議」（15P内容掲載）を採決の結果、賛成多数により可決し本定例会を閉会しました。

常任委員会 審査の概要

文教厚生委員会

可決された議案

●平成24年度国民健康保険特別会計補正予算

「内容」歳入歳出ともに2千936万7千円を増額。歳出は、過年度の医療費等の確定に伴う精算返納金、

後期高齢者支援金等の確定に伴う調整であり、歳入は、国及び県支出金の調整等により、収支の均衡を図ったもの。

●平成24年度介護保険特別会計補正予算

「内容」歳入歳出ともに8千152万9千円を増額。歳出は、過年度介護給付費の精算確定による返納金及び一般会計繰入金であり、歳入は国庫負担金等の増額及び繰越金を充当し、収支の均衡を図ったもの。

経済産業委員会

可決された議案

●平成24年度土地地区画整理事業特別会計補正予算

「内容」歳入歳出ともに467万8千円を増額。歳出は、人事異動に伴う人件費の調整であり、歳入は、一般会計繰入金等を増額し、収支の均衡を図ったもの。

総務財政委員会

可決された議案

●平成24年度一般会計補正予算

「内容」歳入歳出ともに22億4千179万1千円を増額。

歳出は、地元公共事業積立基金での、中町・前栽町・二階堂北菅田町の施設整備、土地開発公社が平成25年3月末の解散に必要とする経費、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって元気よく過ごせるように、外出のきつかけやコミュニケーションの場となる活動拠点の整備を行う「地域の居場所づくり推進事業」、一人暮らし世帯等が地域で、安心、継続して暮らせる地域づくりを行う「安心生活創造事業」等のほか、人事異動等による人件費の調整であり、歳入は国庫及び県支出金並びに繰入金、市債等により収支の均衡を図ったもの。

意見・要望

◎新規事業の相談支援事業については、市民への広報活動及び支援事業を市内全域で平等に推進されるよう要望。

●防災会議条例及び災害対策本部条例の一部改正

「内容」災害対策基本法の一部改正により、災害応急対策が災害対策本部に一元化されたこと等に伴い、防災会議の所掌事務、委員の構成及び定数並びに国民保護協議会の委員の定数など、所要の改正をしようとするもの。

意見・要望

◎防災協定をされている民間業者について、日頃から横の連絡が出来るような仕組みを考えられるよう意見。

●土地開発公社の解散について

「内容」土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするもの。

意見・要望

◎公社職員の処遇について、不利益とならないよう配慮されるよう、また、市民に対して理解を得るため十分に周知徹底を図られるよう要望。

●第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

「内容」土地開発公社を解散するにあたり、必要となる債務保証に係る代位弁済に要する経費に充てるため、地方財政法第33条の5の7第1項第3号に規定する地方債の起債の申請について、議会の議決を求めようとするもの。

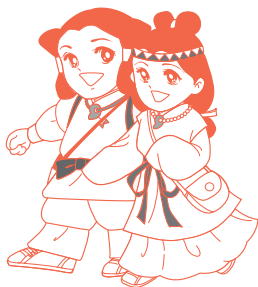
●権利の放棄について

「内容」市が土地開発公社の債務の代位弁済により取得する債権の一部を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めようとするもの。

●山の辺第一工区第一調整池河川整備工事及び山の辺第一工区橋梁下部工整備工

事（天理停車場線）請負契約の議決事項の一部変更について

「内容」第一調整池を掘削した結果湧き水が湧き出す層が存在したため、暗渠排水管の設置、軟弱な土質による工事車両の進入路の補強のため、仮設鋼板の設置を行う必要が生じたための契約金額の増額に伴い、工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするもの。



議会を傍聴しませんか？

本会議、各種常任委員会及び議会運営委員会が傍聴できます。

市政への知識を深めることや議会の活動、市政の方針などを知ることができますので、傍聴を希望される方は、本会議や委員会当日、本庁舎6階事務局までお越しください。

また、団体での傍聴を希望される方は座席の都合上、事前に事務局へお問合わせください。

なお、本会議のライブ中継及び録画中継は下記アドレスからご覧いただけますのでご利用ください。

●問い合わせ 議会事務局

63-1001 内線603

●天理市議会ホームページ

<http://www.tenri-gikai.jp/>

平成23年度 決算を認定!

市の「家計簿」といえる平成23年度決算認定案については、決算特別委員会を設置し、慎重審査を経て、27日の本会議で、9認定案を全て原案どおり認定しました。

会計別決算額

(単位：千円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
一般会計	25,081,897	24,894,177	99.3%	23,769,232	94.8%	
特別会計	国民健康保険	7,174,996	6,672,500	93.0%	6,412,241	89.4%
	介護保険	4,227,854	3,932,203	93.0%	3,891,092	92.0%
	後期高齢者医療	569,716	569,648	99.9%	561,529	98.6%
	住宅新築資金等貸付金	36,564	37,717	103.2%	36,507	99.8%
	土地区画整理事業	615,733	410,712	66.7%	305,986	49.7%
	特別会計小計	12,624,863	11,622,780	92.1%	11,207,355	88.8%
合計	37,706,760	36,516,957	96.8%	34,976,587	92.8%	

決算特別 委員会委員

◎印 委員長
○印 副委員長










◎寺井 正則
○加藤嘉久次
荻原 文明
東田 匡弘
堀田 佳照
三橋 保長
佐々岡典雅
菅野 豊盛
大橋 基之

会計名	収益的収支		資本的収支	
	収入	支出	収入	支出
病院事業会計	1,884,110	1,939,466	57,884	76,170
水道事業会計	2,491,364	2,313,421	362,657	831,356
下水道事業会計	2,506,786	2,662,413	988,794	1,818,156

市民1人当たりの一般会計歳出額 354,558円

平成24年3月末 住民基本台帳 67,039人

(単位：円)

内訳	民生費 134,414	土木費 51,859	教育費 43,805	総務費 43,420	公債費 35,357	衛生費 21,138	消防費 12,781	農林費 3,546	その他 8,238
									

- 一般会計決算認定
 - ◎ 不納欠損額、収入未済額が減っており、これは税関係所管の努力の賜とありがたく思うが、分担金、負担金についても、収入未済額を減らすよう努力方を要望。
 - ◎ 地域情報化計画を推進されているが、パソコンによる施設予約についてもしっかりと取り組まれるよう、また、防犯灯について、LED化を検討されるよう意見。
 - ◎ 環境クリーンセンター地元補償費、周辺地区整備補償について、今後、行政改革推進の観点で精査されるよう、また都市計画マスタープラン策定にあたり、地元要望を反映されると共に、社会インフラ施設の耐用年数等市の一般的な施設の対応について、プランに折り込むべき、また長期的な予算、計画について持たれるよう意見。
 - ◎ 教職員の資質の向上のための研修等の充実に努められると共にスクールポーターの増員を要望。
 - 介護保険特別会計決算認定
 - ◎ 介護予防事業について、より一層の支援・予防の推進を要望。
 - 市立病院事業会計決算認定
 - ◎ 今後も経営改善に鋭意努力されるよう要望。
 - 水道事業会計決算認定
 - ◎ 水道施設の耐震化について更に鋭意努力されるよう要望。
 - 下水道事業会計決算認定
 - ◎ 更なる水洗化率の向上を要望。

意見・要望

一般質問

9月定例会では、8人の議員が一般質問を行いましたので、ここにその件名と要旨を掲載します。

詳細は市議会ホームページ（会議録の閲覧と検索）をご覧ください。

菅野 豊盛 議員

（一問一答）

ゴミ有料化問題について

問 家庭系ゴミ有料化に伴い、行政でどれだけ論じられたか、お教えください。

答 家庭系ゴミの有料化は、ゴミ有料化等検討委員会、また、ゴミ問題市民円卓会議等で議論をいただきました。（環境経済部長）

問 長年のゴミ収集業者との随意契約を、市民にどう説明されますか。

答 契約方法は、公平性と透明性の確保といった趣旨に基づき、平成27年度以降の入札に向け、検討してまいります。（環境経済部長）

問 市の廃棄物条例で、事業系ゴミは、10kg毎に160円とし、10kg未満は10kgとみなすとなっております。平成22年10月実施の、事業所のアンケート調査で、512事業所が一般家庭ゴミとして処理している件を市の裁量権との答えがあつたが、速やかな改善をお願いします。

答 毎年、一般廃棄物処理実施計画を策定し、少量排出事業者は家庭系ゴミステーションに排出し、委託業者により収集及び運搬となり、行政施策として行っており、この事から、不公平ではないと考えます。（環境経済部長）

問 ゴミ袋の販売方法について、各スーパー、販売店で1割程度の手数料で委託されるとの事ですが、各公民館、各町区役員を通じ販売し、その売り上げ5%程

度を市の交付金として、各公民館や各町へ分配すれば、公民館運営や町内行事の運営資金になると思いますが。

答 家庭ゴミ袋は、地域格差もあり、買いやすい場所や自治会、またその販売手数料につきましても、考えていきたいと思えます。（環境経済部長）

問 ゴミ処理は自治体の義務的な業務であり税金で賄い、処理施設の建て替え費用も税金で積み立てるものと思えます。しかし、リサイクル率向上の手法として有料化は有効な手法だと思えます。広報誌に、基金が積み立てられる状況を掲載し、目標達成後は無料化にすれば、市民の賛同も得られると思えますが、お答えください。

答 最低年1回、手数料収入の額や必要経費の内訳と積立金の推移を市民の皆様にご公表していきたいと考えています。（環境経済部長）

問 ゴミ有料化アンケートの結果として、条件付きを

含む賛成が43%、反対が49%と出ており、ほぼ同様の結果と判断しているのとありましたが、条件付きの賛成は、条件がクリアされて初めて賛成であり、現時点では反対に数えるべきです。入札制度の導入、市内事業者へ条例に基づいた徴収金リサイクルによる資源ごみ売却収入、その費用を処理場新設の基金とし、市民の理解を求めるべきだと思います。

答 ゴミ手数料の収入や資源ゴミの売却代金の公表は、広報紙やホームページを通してお知らせします。また、入札による委託料の差額やゴミ処理手数料の徴収金、資源ゴミ売却収入等については、塵芥処理事業として焼却施設の修繕等に使用しているのが現状です。ゴミ有料化の目的を市民に丁寧に説明し、理解していただきます。（環境経済部長）

公民館の活用について

問 市長は3度の議会にわ

たり、地域公民館の活用に触れておられます。どのような考えをお持ちですか。

答 公民館等を交流の場とし、サロンの立ち上げを考えます。仲間づくりの輪が生まれ、互いの見守り活動の中で、地域公民館が居場所づくりになっていくことを目指したい。（市長）

問 校区公民館の利用方法を一般公募し、住民参画の公民館運営を新企画により実際のモデルケースをつくらせて下さい。

答 地域公民館、校区公民館でも、空き時間を利用して使ってもらおう。小規模であれば、方法も考えやすいのでは。運営している方の意見も聞き、モデルプランをつくらせて行きます。（市長）



荻原 文明 議員

(一問一答)

国民健康保険制度について

問 国民皆保険維持のため、国民健康保険法第9条第2項により世帯主から被保険者証の交付が求められた場合には、無条件で交付しなければならぬと思うがどうか。

答 資格証明書と短期証の交付は保険料収入を確保し、被保険者間の公平性の確保のために必要な措置であり、法の趣旨にかなうものでありと考えている。

(市民部長)

問 今年7月9日から外国人登録制度が廃止され住民基本台帳制度の対象になりました。国際人権規約（A規約）等の医療、社会保障を受ける権利等を踏まえても在留資格を有しない外国籍住民に住民としての生活実態がある以上、国民健康保険制度からも排除するべきではないと思うが見解はどうか。

答 外国人住民に対する国民健康保険の資格取得は、もともと在留資格のない不法滞在者は国保に加入できない。国の示す取扱方針に沿って事務を行っていきたい。

(市民部長)

問 国保保険料は今年から限度額年間73万円です。保険料負担は3人世帯の年収150万円で負担割合は年収の20%です。異常に高い保険料です。しかも所得の低い人ほど負担割合が高い逆進性となっています。「払いたくても払えない保険料」と言われるように罰則を強化するのではなく払える保険料にすることが徴収率を引き上げ国保制度を守っていく上での基本です。

答 納付率が年々低くなりかけている。大きな問題として今後国を挙げての中で協議していききたい。(市長)

家庭ごみ有料化について

問 家庭ごみの減量とリサイクルの推進に有料化はリバンドが有り役立たない。製造者責任を明確にし、分

別収集を徹底してリサイクルを推進していくことが最もごみの減量に効果がある。

答 本市の家庭系可燃ごみの排出量は、対前年度比で1〜2%の減で推移している。有料化による減量効果は料金設定や有料化と同時に他の減量施策との関係で、減量効果もいろいろと考えている。有料化による減量効果は約3%を見込んでいる。(環境経済部長)

問 市町村が手数料を徴収できる事務は、地方自治法227条で印鑑証明等、特定の者のためにする事務と地方公共団体の責任で行う事務に限るとされている。ごみ袋は誰でも使用できることから排出者を特定できない。したがって有料化は違法といわれているが見解はどうか。

答 事前に有料で調達した指定収集袋を単位として、排出したごみを特定することになるから地方公共団体が提供する役割とこれを享受する者とはそれぞれ個別的な1対1の関係にある。

したがって「特定の者」を限定することができる。個別収集は現在のところ考えておりません。

(環境経済部長)

学校給食民間委託について

問 学校給食法は学校給食の義務付けと地方自治体の役割を明らかにしています。これらの規定では学校設置者は、みずからの責任で直接学校給食を実施する義務があり、民間委託にゆだねることは学校給食法の趣旨からいって許されませんが、基本的な原則についてお尋ねします。

答 本市の学校給食の一部である調理業務と洗浄業務を民間委託している。給食室の設備を貸与し受託業者から賃借料を徴している。栄養士等の直接指示も行っておりません。委託業者を通して指示し仕様書に基づいて安全で安心な調理業務を実施している。「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」に基づき、労働者派遣法に

抵触することのないよう請負による給食民間委託を実施してまいりたい。

(教育委員会事務局長)



堀田 佳照 議員

(一問一答)

いじめ問題について

問 いじめの定義にとらわれ、早期対応のまずさが目立ち、いじめ対象と認めない問題点が指摘されているが。

答 新定義として「いじめとは当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とあり、いじめの判断を表面的形式的に行うことなく、いじめられた児童側に立って対応を行う。(教育長)

は。

答 「いじめ集団の4層構造」被害者・加害者・観衆・傍観者。観衆の加害者への同調、追従がいじめの促進、助長に繋がる可能性がある。

(教育長)

問 学校におけるいじめ未然防止策とは。

答 人権尊重の教育の充実と、信頼と協調の人間関係づくりを重視し、実践力の育成、指導力の向上に努める。指導者の認識としては、全ての学校においていじめの事象は存在するといった観点で対応している。

(教育長)

問 県のアンケート調査の結果と内容については。

答 いじめ経験者は小学生251件、中学生80件の内、未解決は小学生35件、中学生28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 未解決の事象については各学級で個人面談、聞き取りによる確認をし、また「事例から学ぶいじめ対応集」を参考に、指導の徹底、カウンセリングマインドの育成と、教師のかかわり方、声かけの仕方等の研修の実施、心のケアに努める。

(教育長)

問 学校と保護者とのトラブル対応については。

答 問題発生初期段階の対応のまずさが一番影響していると考ええる。直ちに管理職に伝え、委員会で対応を考え、誠意を持って丁寧な対応を心がけるよう指示している。

(教育長)

問 本市における第三者機関の設置については。

答 当面は、不登校等支援委員会の方策を検討し、今後深刻ないじめ問題が発生した場合を想定して、効果的な機関の設置について研究していきたい。

(教育長)

問 いじめ防止条例についての本市の考え方は。

答 個々の意識向上と、責務並びに役割の明確化に繋がり、効果があると考えますが、まず学校現場での地道な取り組み、家庭での親子関係づくりを重視し、条例の制定については考えていない。

(教育長)

問 ネットいじめの対策については。

答 過去に中学生が嫌がらせメールによる迷惑防止条例違反で逮捕された事例もあり、県教委では「ネットパトロール」を専門業者に委託し、中学校の誹謗中傷犯罪被害に繋がるおそれのあるものをチェックしている。被害者の立場に寄り添い、スクールカウンセラーや関係機関との連携を密にしている。

(教育長)

問 コミュニティ・スクール制度の導入については。

答 合議制の機関である学校運営協議会を設置し、保護者、地域の方が一定の権限と責任を持つて学校運営に参画することにより地域に開かれた、支えられた学校づくりを目指すものです。

県教委レベルの体制が確保されていない、事務負担や

研究推進にかかる負担への加配職員等の具体的な手立て、自己裁量で使える予算確保、運営委員としての責任を果たしていただける人材の発掘等種々の課題が指摘されている。当面は、現在運営されている学校評議員制度の効果的な運営と充実を図っていきたい。

システム導入については、県教委の方針、実施中の指定校情報を得ながら、研究していきたい。

(教育長)

問 市民に諸情報を提供するためにプッシュ型情報サービスを充実することや、情報端末(スマートフォン等)の利便性向上のため、公共施設等に無線通信Wi-Fiの設備を整備する考えは。

答 先進地の事例等も研究しながら、具体化に向けて取り組んでいきたい。また、Wi-Fiの利用は有効な情報発信の手段であり、その効果・有用性を実証することも検討したい。

(総務部長)

問 庁内の各会議のペーパーレス化の推進や災害時の



寺井 正則 議員

(一問一答)

行政サービスについて

問 行政事務の効率化や、住民サービス向上のために、住基カードの多目的利用を拡充する必要があり、マイナンバー制度による個人番号カードの交付に合わせ、「コンビニ交付サービス」

の実施を検討すべきでは。

答 コンビニ交付サービスは、全国各地にある店舗を利用することから、日々の管理面、運用面、ランニングコスト、提供機器の多さなどコストパフォーマンスに優れている。地方自治情報センターに支払う負担金や、システム改修、条例整備などの課題もあるが、新しい規格の個人番号カードの交付時期に合わせ導入に向け、準備をしていきたい。

(市民部長)

問 市民に諸情報を提供するためにプッシュ型情報サービスを充実することや、情報端末(スマートフォン等)の利便性向上のため、公共施設等に無線通信Wi-Fiの設備を整備する考えは。

答 先進地の事例等も研究しながら、具体化に向けて取り組んでいきたい。また、Wi-Fiの利用は有効な情報発信の手段であり、その効果・有用性を実証することも検討したい。

(総務部長)

問 庁内の各会議のペーパーレス化の推進や災害時の

活用を踏まえて、タブレット端末の導入を検討しては

健康推進について

問 骨髄移植ドナーに登録した人が、移植に協力しやすい体制をサポートするために、「休業補償事業」に取り組んではどうか。

答 移植に協力しようという意思がありながら、仕事等の事情で協力できない方もあり、法律を精査し、国や県と連携を図りながら、前向きに検討したい。
(健康福祉部長)

子育て支援について

問 「すこやかホール」の12時から13時の利用について検討できないか。

答 「すこやかホール」では、12時から13時の時間帯は、天理市衛生管理マニュアルにより、床掃除、遊具の洗浄・拭き取りを行う時間にあてている。スペースの問題や衛生面からこのホール

で昼食を取って頂くことは難しい。利用者のニーズ等も検討し、より一層充実できるように努めていきたい。
(健康福祉部長)

問 天理図書館を乳幼児同伴で利用できるように、充実させることはできないか。

答 スペースの問題もあり、他の利用者への迷惑も考えられ、現状では、児童室を利用して頂きたい。

(教育長)

問 児童館に乳幼児同伴で利用できる「子ども図書館」を設置できないか。

答 小学生との利用の調整や、乳幼児向け絵本の整備など、今後検討していきたい。
(市民部長)

問 「ブックスタート事業」の趣旨を、もっとしつかりと伝えるべきではないか。

答 4か月検診時に啓発しているが、今後も天理図書館と連携し、読み聞かせボランティアの方の協力も頂きながら、検診の流れや会場の工夫・改善について検討していきたい。
(健康福祉部長)

学校の安全の推進について

問 いじめ問題の対策として、家庭との連携を図るために、「家庭いじめチェックシート」を配布してはどうか。

答 子どもにとって一番身近な家族が、子どもの些細な変化にいち早く気づくことが大切であり、学校と家庭が連携を図る一助として参考にした。

(教育長)

問 「通学路の緊急合同総点検」の結果は。

答 監理課・土木課・地域安全課・学校教育課・奈良土木事務所・学校・保護者・地域が7月25日から8月8日にかけて実施した。危険箇所抽出数は62箇所、改善要望しているものを除いた54箇所について点検し、7箇所については修繕等の対策を取って頂いた。

(教育長)

問 熱中症対策として、小中学校にミストシャワーを設置してはどうか。

答 先進事例も参考にしながら、設置していけるよう努めたい。
(教育長)



前島 敏男 議員

(一問一答)

問 「山の辺ミュージカルの会」は、「天理市観光ふるさと語りスト」という肩書で観光大使だと認識しています。他にも日本全国各地で観光大使がたくさんおられ、その方々に天理市の観光大使になっていただくようお願いはされないのか。

答 観光大使を増やしていくということについては、今後の観光推進の一つの提案として受け止めさせていただきます。

問 天理市にはてくちゃん・りんちゃんというキャラクターがあります。ゆるキャラ等に登録はされているのか。

答 登録とまでは今は考えていませんが、今後も広く天理をPRする場に登場させていきたい。

(環境経済部長)

問 天理の中でいろいろなイベントがあるが、天理市外への発信はどのようにしているのか。また、メディア等を利用すべきではないか。

答 近年は新聞、各種情報誌やタウン紙はもとより、さらにはインターネット等を活用することで、情報の露出度が高まる努力をしています。メディアの利用というものは今後も積極的に取り組んでいきたい。

(環境経済部長)

問 天理のPRビデオの作成についての考えはあるのか。

答 観光プロモーション活動における広報ツールの充実という今後の課題の一つとして、国や県の支援事業を含め研究していきたい。

(環境経済部長)

問 姉妹都市のブラジル・パウルー市のスポーツといえばサッカーです。せめてパウルー公園内のグラウンドにおいてフットサルができる設備をしてほしい。

答 フットサルのゴールと防球ネットを設置することで、姉妹都市友好の一つとしてパウルー市への心配りにもなる。関係部局と調整を図り、検討していきたい。

(教育委員会事務局長)

問 天理市には避難所として登録してあるのが48カ所ありますが、その施設の解錠はどのようにされるのか。

答 管理マニュアルによって、すぐに施設の被害状況を確認し解錠する。その後応急危険度判定士が倒壊等の危険性を調査・点検するとなっている。本市では、応急危険度判定士は、市の職員11名、市の職員以外で天理市に在住又は勤務されている方は28名が登録され合計、現在39名がおられる。被害が大規模又は広範囲に及んだ場合には、県に対し応急危険度判定士の派遣、判定用資機材等の提供など、判定の実施に関して支援を要請する体制をとっている。

(総務部長)

問 今まで同僚議員も質問してききましたが、備蓄としてどの程度の飲料水を確保

しているのか。

答 飲料水の備蓄については、合計で2ℓペットボトル1千800本の備蓄がありま

す。また、防災協定事業所等において、災害時に飲料水などを提供していける体制をとっています。さらに天理駅前広場に耐震性の貯水タンク、2ℓのペットボトルで5万本分を飲料水として使用することができあわせて、固定式の飲料水精製装置、具体的には本市の北中学校、南中学校、福住小学校、二階堂小学校の4カ所に設置して、プール

の水をそれぞれ1日に4千ℓ、2ℓのペットボトルで2千本分、これを飲料水として精製できるように

しています。(総務部長)

問 災害時に無料で飲料水を提供できる自動販売機は、今何台設置されているのか。

答 天理市内の公共施設では、市役所の本庁舎、長柄の体育館、トレイルセンターの3カ所です。既に設置済みの自販機の災害対応型への変更は、拡充の方向を

探っていきたい。

(総務部長)



市本 貴志 議員

(一問一答)

教育委員会制度について

問 教育は地域住民にとって身近で関心の高い行政分野です。専門的な行政官で構成される事務局のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要で、住民による意思決定の仕組みにより、専門家の判断のみによらない地域住民の意向を反映した教育行政を実現することこそが、市民や児童・生徒を持つ親にとつては大切なことである。このことが生かされているのでしょうか。

答 教育委員会は教育行政や学校運営が教育の専門家だけの判断に偏ることのないように、レイマン(一般市民、教育に対しての素人)

である教育委員を通じて広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度です。専門家でない素人であるからこそ多様な意見、価値観を持っているというふう

に思っております。家庭との連携、地域との協力というものが糸口になるのではないかと感じたりもします。情報発信が少ないということについて、教育委員会の方が率先してやっていくということが必要と感じております。市民サービスの向上がまちの活性化につながって、魅力が高まるというところで、教育委員会の役割は非常に大きいと思っております。

(教育委員長)

問 法的に、教育委員会の会議は公開となっています。この点についてはどうか。

答 私の認識では、特に公開しているというアナウンスはしてない。ただ実際には公開しているということになっていきますので発信の仕方を事務局と相談したいと思えます。(教育委員長)

幼稚園の預かり保育事業

問 幼稚園の預かり保育の需要は全国的に高い状況で天理市も例外ではありません。幼稚園の預かり保育拡大に関してお尋ねします。

答 『標本幼稚園(在園児対象)をモデル園』として、平成25年4月1日から1年間、短時間預かり保育の拡大、長時間の預かり保育の調査研究事業の実施を計画し、短時間預かり保育拡大とは、来年度は月曜日から

金曜日までの週5日間で実施。休業日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始、長期休業期間(春休み、夏休み、冬休み)、創立記念日。実施時間は、保育終了から午後4時まで。保育料は1日300円。弁当、おやつは持参。長時間預かり保育とは、月曜日から金曜日の毎日、春休み、夏休み、冬休みの長期休業期間、創立記念日

育料は1日300円。弁当、おやつ、布団は持参。長時間保育については、就労証明が必要。

このことを踏まえ、今後、市内の公立幼稚園における預かり保育の充実・拡大について検討していきたいと考えます。(教育長)

行政組織について

問 第五次総合計画に「行政経営」「時代に即応した組織・機構改革の推進」と記載されている。このことに関しどのように考えているのか。

答 行政組織の検討、あるいはその再構築について、いままで以上に配慮して体制を整えていきたい。(市長)

答 行政を戦略的に進めていく経営戦略会議の設置を目指しており、体制が必要であると考えます。(市長公室次長)

答 市の政策・施策を誘導していく部署が、その役割を果たし機能していくためには財政面からの考え方を持ち合わせていくことは重

要なポイントであり、組織が十分に機能するためには適切な権限が与えられないと力を発揮できないと思います。携わる人事も非常に重要で適材適所の人事配置を心がけていかなければ、実り難いように思います。(総務部長)



佐々岡典雅 議員

(一問一答)

市長の政治手腕とリーダーシップについて

問 市長になられて3期目約11年が経過し、任期が残すところ約1年であります。初当選以来、トップとして何を目指し、どんな政策を考え、各種組織並びに議会に対し、理解と協力を求めてこられたか。

答 市長として就任以来是々非々、いい悪いの区分をはっきりする。最近はぶれない、こびない、情け、心を酌み取る。そしてスリム

でしなやかな行財政を全うする考えです。(市長)

問 市長の言葉に、生きてきてよかった、天理っ子、百歳天理等、手法が見えない、具体的考えがない。ピジョンを掲げ、この町の方性のあり方、行政手腕を発揮してきたのか。

答 天理の町に住む年のいった方から子どもまで自分のことは自分で、健康、勉強、ボランティア、3つの大きな柱です。(市長)

問 色々な人から頑固な市長、聞く耳を持たない。又、自身の口からもただのおっさん発言をされたことは理解できないが。

答 かたい、頑固、これは私が大好きな言葉。ぶれない、こびない、屈しない。ただのおっさん、これはたまに口にするが公的な場では言っていない。(市長)

県との信頼関係と認識

問 市長は県との事業的なこと、又、荳原の産廃問題に対し、内々に進めてきた。内々の理由は。

答 私もしゃべれること、

しゃべれないことがある。私は奈良県政を信頼、尊敬しています。(市長)

問 諸問題で市長が内々に進めたことで委員会の審議で市担当部局も答弁できないことがあった。公明正大にしてはどうか。特に荳原問題で県が許可を取り消して下さったが、法定受託事務を知りつつ、「裁判、裁判」と「裁判で白黒をつける願望が多かったのでは。

答 奈良県知事相手に訴訟など基本的に考えておりません。(市長)

問 以前に県相手の訴訟になったとき、知事には了承いただいている、と言っていたのでは。

答 何か世間で古い歌にもありますが、「丸い卵も切りようで四角」と言う。私はそう考えています。(市長)

答 天理市選出の県会議員2名がおられます。県のパイプ役として連携して天理の為に勤めてほしい。(要望)

過去の議員の一般質問に対する実行性

問 議員の一般質問も色々

な形式でされていますが、市長の答弁がぶれると、委員会の各論で部課長が困る。ぶれることが多々あるので意思の疎通が必要では。

答 ぶれる、ぶれない、人ですからそういうことがあったかもしれない。今まで職員にもし私が間違ったことを言ったら遠慮なく言うように伝えている。だが、今まで聞いたことがない。(市長)

3期目のマニフェストについて

問 マニフェストの実行と進捗状況ですが、特に観光に対する目玉、道の駅と書いてあるが、ナビ天理が道の駅の考えとおっしゃるかもしれないが、論点が違うのか。

答 あれは私、正直言います。道の駅、もう一つは直売所という私の思いの中であれはちょっと私のミスだった。(市長)

市長と職員の信頼関係

問 以前の質問で職員との信頼関係は損なわれていな

大橋 基之 議員

(一問一答)

乗鞍山の現状と問題点

い人事に關しても希望調査等々適材適所に当てはまる人事に努めてきたとのことだが、市長が県職時代、当時の奥田知事に仕えてきたときの固定観念を植え付けているのでは。

答 県庁の話が出ました。あのお方は私にとつては神と同じです。尊敬の念が深まり指導もしてもらったので、上司と部下の關係はそういうものです。人事は希望調査通りにはならない。

人事担当が原案を作るので極力トップの私が人事の末端まで気配りするのは大変です。

問 市長の言うことを「はいはい」聞くのがいい職員を育てるだけでなく、天理市のトップとして、職員、議会、意見を出して天理発展のための汗をかいていた

いただきたいと真摯に受け取っておきます。

(市長)



問 乗鞍山に含まれる民有地買収の予算案について、不明瞭な事が多く存在するため、明らかにする必要があり、明らかならざるを得ない。

答 固定資産税は現況に基づく課税が原則で、現況地目、山林に近い雑種地という事で山林並みの評価をしており、本市の山林基準値の価格をもとに評価額を決定し課税をしている。1平方メートル当たり34円である。

問 地方税法に「固定資産税は市町村長が決定する」また「固定資産税の課税基準は、一定期日に固定資産台帳に登録された固定資産の価格で、この価格とは適正な時価である」とされているが、市長自ら決定された固定資産の評価額が正しいのか。

答 固定資産税は、1月1日の所有者に対して課税されるもので、来年は現行のままです。評価額の年々異なるので同額というよう

くないということ、鑑定を依頼されたのか。

答 固定資産の評価額と鑑定評価額との差異についてであるが、不動産の鑑定においては、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱というのがあり、この基準により鑑定評価が決定し、固定資産評価額は不動産鑑定評価においては直接的に關係がなく、取引価格とは差がある。

問 総務省が告示している固定資産税基準によると、「土地の適正な時価は売買

実例価額から特別な事情による不正要因にかかわる価額を除外した正常売買価格に基づいて求められる」となっており、固定資産の評価額と土地の評価額との差異はそれほど大きなものにならないと思われる。しかし、現在の固定資産税と鑑定評価額とでは6千万円ほどの差があり、来年度の固定資産税の評価基準額をこの鑑定評価をもとに見直しはされるのか。

答 固定資産税は、1月1日の所有者に対して課税さ

れるもので、来年は現行のままです。評価額の年々異なるので同額というよう

問 乗鞍山の購入の件について、市長は6月議会において「3年程前から、持ち主の方から買ってくれという話が出ていた。当初は1億円くらいと担当から聞いていた。それは額が合わないということから、最終的に昨年の夏に予算編成を控えて、私が信頼している鑑定会社の鑑定結果をもらった。」と言われたが、その

当時、持ち主の方が売却したいと提示された金額を聞いたが、かなり低い金額であり、1億円の金額は誰から聞かれたのか。また、3年前から交渉をされていたという事なのか。

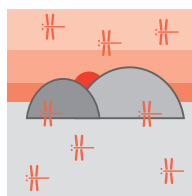
答 3年前に買ってほしいということ、風をのりて耳にしたが、他の金を充てる事業のけりがついてからで

もいいて考え、後でよく相談すると担当に言った。昨

年になって先方が切羽詰って担当に話を持ってきたため鑑定を依頼した。

答 我々担当課は、3年前から1億円という話が出ていたということは、承知してはいない。平成23年4月ごろに、地権者からの「この土地を処分したい。買意思があるのか」というのがスタートで、上限額を決めるために鑑定を依頼した。

問 1億円については、持ち主と接点がなく、1回も会ったことがないため、誰から聞いたかは定かではなく、何かのほずみでそういうことを耳にしたということであり、その時点で買う気が全く無かったから、そういう風な空気が頭に残っていたのかもしれない。その当時、1億円であれば買うとか、そんな気は毛頭無かった時の私の頭の中にあつた記憶だと思う。



● 議案等の議決結果 ●

全会一致で可決した議案

- 【予算案】** ○24年度一般会計補正予算 ○24年度国民健康保険特別会計補正予算
○24年度介護保険特別会計補正予算 ○24年度土地区画整理事業特別会計補正予算
- 【決算案】** ○23年度一般会計決算 ○23年度国民健康保険特別会計決算
○23年度介護保険特別会計決算 ○23年度後期高齢者医療特別会計決算
○23年度住宅新築資金等貸付金特別会計決算
○23年度土地区画整理事業特別会計決算
○23年度市立病院事業会計決算 ○23年度水道事業会計決算
○23年度下水道事業会計決算
- 【条例案】** ○防災会議条例及び災害対策本部条例の一部改正
- 【その他】** ○土地開発公社の解散 ○第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請
○権利の放棄
○山の辺第一工区第一調整池河川整備工事及び山の辺第一工区橋梁下部工整備工事
(天理停車場線) 請負契約の議決事項の一部変更
- 【承認案】** ○専決処分の承認を求めること(24年度一般会計補正予算)
- 【報告】** ○23年度決算に基づく天理市健全化判断比率の報告
○23年度決算に基づく天理市資金不足比率の報告
○損害賠償の専決処分の報告(車両損傷事故他2件)
- 【同意案】** ○公平委員会の委員の選任につき同意を求めること
- 【意見書】** ○地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
○所得税法第56条の廃止を求める意見書 ○気象事業の整備拡充を求める意見書
- 【決議案】** ○天理市立病院改革特別委員会の設置に関する決議

意見が分かれた議案等

- 【決議案】** ○第9号 天理市長に対する問責決議

各議員の賛否(賛成…○・反対…×・棄権…△) ※議長は表決に加わりません

議案	議員	新風会天理					創造未来				響友未来				無党派			結果	
		東田匡弘	中西一喜	前島敏男	川口延良	菅野豊盛	山本治夫	岡部哲雄	加藤嘉久次	佐々岡典雅	飯田和男	堀田佳照	廣井洋司	寺井正則	三橋保長	大橋基之	荻原文明		市本貴志
第9号		×	×	×	△	×	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	可決

意見書

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足などの厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小自営業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。その中で、休む間もなく働き、中小自営業者の営業を支えてきたのが家族従業者です。

しかし、どんなに働いても、家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される家族従業者の「働き分」は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円です。このように家族従業者は、わずかな金額しか所得とみなされておらず、税法上、適正に評価されていません。このことが家族従業者の社会的・経済的な自立を妨げ、後継者不足にも影響しています。

税法上では青色申告をすれば、家族従業者の給料を経費にすることができますが、同じ労働を、青色と白色で差別すべきではありません。

イギリス、ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国は、家族従業者の「働き分」を必要経費として認めています。

憲法に基づいて、一人ひとりが人間として尊重され、家族従業者の人権保障の基盤をつくるためにも、国は所得税法第56条を廃止し、家族従業者の「働き分」を必要経費に算入できるようにすることを求めます。

気象事業の整備拡充を求める意見書

気象庁の事業目的は、気象や地震などを観測・監視し、観測の成果や現象推移の予測を適時・的確に広く周知することによって災害を未然に防ぎ、軽減させることにあります。2005年に神戸で開かれた「国連防災世界会議」では、2004年にスマトラ沖で発生した大地震を教訓に「すべての国が領域内の国民と財産を災害から守る第一義的な責任を持っている」との「兵庫宣言」が採択されています。

しかし、気象庁の職員数や事業予算は年々減らされ、観測施設の維持管理や技術水準の確保にも苦慮する状況に陥っています。また、気象の観測・予測になくてはならない気象衛星の打ち上げにも巨額の費用がかかり、予算を圧迫しています。

過去の自然災害の教訓から、注意報・警報などの防災情報を高度化し、活用していくためには、予報精度の向上にとどまらず、自然現象の確実な補足と防災関係機関への確実な情報の伝達、そして利用者に対して十分な支援・指導ができることが必要です。さらに地域の産業や日常生活に役立つ気象情報の提供も強化すべきです。近年、国際的な関心を集めている地球環境問題についても一層の体制強化を求められています。

よって、国の直接の責任で、より精度の高いきめ細かな防災情報、暮らしや産業に密接にかかわる気象情報が提供できるよう、気象事業全般の基盤強化を図るよう強く求めます。

決議書の内容

天理市立病院改革特別委員会の設置に関する決議

天理市議会委員会条例第4条第1項の規定に基づいて、天理市立病院改革特別委員会を設置するものとする。

1. 名称

天理市立病院改革特別委員会

2. 目的

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、近年、多くの公立病院において経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっています。

このような状況の中、公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、多くの公立病院において、抜本的な改革の実施が避けて通れない課題となっています。このことは、本市においても例外ではありません。

総務省の公立病院改革ガイドラインに基づき、天理市立病院は、平成21年に病院改革プランを策定し、3年間で病院経営の黒字化を図ろうとしましたが、赤字解消には至らず、累積欠損金は年々膨らみ続け、それに付け加え、深刻な医師・看護師不足という壁が立ちはだかる中、医師は県立医科大学からの派遣に頼っており、また天理市立病院が開業を始めた当初と、現在とでは、状況が大きく変わり、近隣には大きな病院が、いくつも点在しているのが現状です。

天理市が属する東和二次保健医療圏は、県が定めた基準病床数を既存病床数が上回る供給過多の状況にあり、総務省のガイドラインでは「病床利用率がおおむね過去3年間連続して70%未満となっている病院は、病床数の削減、診療所化等、抜本的な見直しを行うことが適当である」としており、本市の市立病院もこれに該当しています。

また、耐震基準についても満たされていない公立病院であり、耐震補強、もしくは建て替えを実施する等の方向性が全く示されていない現状にもあります。

市政に携わる議会、行政、そして市立病院の3者が一緒になって真摯に課題に向き合い、お互いの立場の違いを認め合い尊重し合いながら、充実をした話し合いに努め、また議会(委員)自身は、市政に携わるモノとして、諸々の課題において調査研究のための研修会を率先して企て、懸案事項に取り組んでいかなければなりません。

市政をよりよい方向へと導き、市民の信託に応えていくという共通の目的のなか、地域医療の事も考えていかなければならず、その役割、その責任は重大です。

このようなことから、平成24年8月10日に開催された天理市議会 議会政策討論会において、趣旨説明を行い、議会政策討論会座長から特別委員会を設置する旨の報告がなされたところであります。

つきましては、天理市議会委員会条例の規定に基づき、天理市立病院改革特別委員会を設置し、市政の向上を目指し市民の信託に応えていくことを目的とします。

天理市立病院改革 特別委員会を設置

地域における基幹的な公的医療機関である市立病院の経営環境を検討し、抜本的な改革の実施に取り組み、市政の向上を目指し市民の信託に応えていくことを目的として、平成24年9月27日「市立病院改革特別委員会(9名)」を設置しました。

天理市立病院 改革特別委員会名簿

◎委員長 ○副委員長

(H24・9・27)

◎東市山飯川堀寺三
◎田本田
◎田口井橋
◎田本田
◎田口井橋
◎田本田
◎田本田
◎田本田

◎田本田
◎田本田
◎田本田
◎田本田
◎田本田
◎田本田
◎田本田

◎田本田
◎田本田
◎田本田
◎田本田
◎田本田
◎田本田
◎田本田

問 責 決 議 の 内 容

天理市長に対する問責決議

市長は過去に於いて、幾度となく誤った発言に対して陳謝を繰り返したにも関わらず、今議会定例会の議場においても、軽率かつブレのある言動を繰り返し、議会の存在意義を問われかねない重大な問題に至らしめたことは、二元代表制の一翼を担う議会を軽視したものと云わざるを得ず、誠に遺憾である。

よって、天理市議会は、天理市長南佳策氏に対し、今後このような事態が繰り返されることのないように、一層高い意識を持って答弁を行うように努め、大所高所に立って行政運営の信頼回復に向けて取り組むように強く求めると同時に、猛省を促すものである。

以上、決議する。

○問責決議について

問責決議とは、国や地方自治体の議会において、首長など特定の地位にある者について、その責任を問う旨を意思表示した議決です。

地方公共団体の議会は当該地方公共団体の首長に対して問責決議を行うことができます。そもそも地方自治法では地方公共団体の議会は首長に対して不信任決議を行う権限がありますが、成立条件が出席議員の3/4の賛成（定足数2/3）と厳しいため（地方自治法178条）、法的拘束力をもたないものの単純過半数によって可決できる問責決議によって首長の施政に対する糾弾が行われることがあります。

問責決議は、市長不信任決議のような法的拘束力はありませんが、政治的な拘束力があります。

○問責決議に至った経緯

市長は、6月の定例会における「乗鞍山に含まれる民有地買収の件」についての答弁において、「3年ほど前から、持ち主の方から買ってくれという話が出ておりました。当初は1億円ぐらいと、担当から聞いています。ですが、やはりそれはどう見ても額が合わないということから、最終的に今年の夏でしたか、予算編成を控え、私が信頼している鑑定会社の方の鑑定結果をもらいました。」と発言されたにも関わらず、9月の定例会において「全く誰から聞いたのか記憶にありません。なんかそういうことを耳にしたということだけです。」「そういうふうな空耳が頭に残っていたのかもしれませんが。」など、その都度発言内容が変わり、答弁の信憑性が低く感じられます。

定例会における一般質問の場は、市民の代弁者である議員にとって最も重要な場であり、その重要な場において、その都度発言内容が変わるといようなことは、議会のみならず市民をも軽視しているものであります。市長には、自己の答弁内容に責任を持ち、その重要性を認識して頂くことが必要であり、今後このような事態が繰り返されることのないように、問責決議を賛成多数で可決いたしました。

市民の皆様におかれましては、この度の問責決議に対しまして、どうかご寛恕のほど、何卒よろしくお願い致します。

明日の天理をみんなで語ろう！

第4回《議会報告会》を開催中！！

議会基本条例の規定に基づき、市民の皆さんに市議会の運営や活動についての報告と市政に関する意見交換の場として、議会報告会を開催しています。

- 内容
 - ・議会の運営について
 - ・活動の報告について
 - ・質疑応答、意見交換
 - テーマ「ごみの有料化」
 - 「市立病院のあり方」について



(昨年の議会報告会)

○時間はいずれも19時～21時（予定）です。

	開催日	場 所	参加議員グループ
※	11月9日(金)	福住公民館	A
※	11月9日(金)	柳本公民館	B
※	11月9日(金)	櫛本公民館	C
※	11月12日(月)	朝和公民館	A
	11月19日(月)	井戸堂公民館	A
	11月19日(月)	丹波市公民館	C
	11月22日(木)	前裁公民館	B
	11月22日(木)	東部公民館	C
	11月26日(月)	二階堂公民館	B

開催済

開催済

開催済

開催済

◇参加議員グループ

A	B	C
荻原	前島	市本
東田	山本	飯田
中西	川口	加藤
三橋	廣井	堀田
大橋	寺井	菅野
岡部	佐々岡	今西

※開催済のところもありますが、ご都合の良い会場へお越しく下さい。
 多数のご参加をお待ちしています。

編集後記

天理市議会9月定例会において、市長の責任を問う「問責決議」が賛成多数で可決されました。これは、市長が6月定例会と9月定例会の一般質問で、議員の質問に対し、違う内容の答弁を繰り返したことから、二元代表制を敷いている議会の軽視も甚だしく、容認できないとして、猛省を促したものです。

言い換えるならば、理事者の議会答弁は、市民に対しての答弁であり、それだけ重く、いい加減な答弁を許すわけにはいきません。

その後、マスコミの取材に、市長も謝罪しています。残り5会場(校区公民館)の開催となりましたが、本年度第4回の開催となる「議会報告会」に是非、御参加下さい。議会からの報告のほか、「ごみの有料化」「市立病院のあり方」等について、市民の皆様のご意見をお聞かせ下さい。議員一同、開催会場でお会いできることを楽しみに、お待ちしております。